

資料一覧

資料 1 令和 6 年度山形県文化財保護行政の概要について

参考資料 1 今後の指定等の在り方について

参考資料 2 山形県文化財保護審議会の 1 年間の流れ

令和 6 年度山形県文化財保護行政の概要

1 調査・指定

- (1) 文化財調査の実施 ⇒資料 1-1へ
- (2) 文化財の指定等の推進（国・県） ⇒資料 1-2へ
- (3) 市町村の文化財の国指定・国登録等に向けた取組みへの支援
- (4) 国・県等の各種開発事業との調整と埋蔵文化財保護のための遺跡詳細分布調査の実施

2 修理・管理

- (1) 国・県指定文化財の保存修理に対する支援 ⇒資料 1-3へ
- (2) 国、県指定文化財の維持管理への支援
- (3) 文化財管理・防災パトロールの実施及び文化財日常管理・防災研修会の開催
⇒資料 1-4へ
- (4) 県指定文化財の保存実態調査の実施 ⇒資料 1-5へ
- (5) 民俗芸能の伝承に関する取組みへの支援
 - ①後継者不足等の課題解決に向けた県懇話会の開催
 - ②保存会等が行う伝承活動への支援〔民間助成制度等の活用〕
- (6) カモシカの生息調査等の実施（朝日・飯豊山系地域、南奥羽山系地域）

3 活用

- (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進 ⇒資料 1-6へ
 - ①登録及び取組みに対する支援
 - ②文化財のポータルサイトによる情報の発信等による PR 等の啓発活動の実施
- (2) 日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」の協議会の運営 ⇒資料 1-7へ
- (3) 埋蔵文化財の普及啓発事業（委託）
 - ①小中学校への出前授業等の実施
 - ②山形県発掘調査速報会の実施
 - ③市町村巡回展示会の実施 など
- (4) 国宝土偶「縄文の女神」の活用
- (5) 県立博物館の情報の発信
 - ①プライム企画展「東北の自然史大図鑑—The Great Natural History of Tohoku—」の開催
 - ②デジタル技術を活用した魅力ある博物館展示システムの構築

4 県文化財保存活用大綱の進捗管理 ⇒第 3 回保護審議会で実施

大綱に掲げる基本方針に基づく取組みの進捗状況を把握し、県文化財保護審議会へ報告のうえ、評価・検証を行う。

1 - (1) 文化財調査の実施について

1 これまでの経緯

- 令和3年3月30日 令和2年度第2回審議会
…指定候補の把握の方法として、今後、調査を実施し、地域に存在する文化財を幅広く把握することを決定した。
- 令和3年6月10日 令和3年度第1回審議会
…調査実施に向けて各分野の課題を整理した。
- 令和3年9月16日 令和3年度第2回審議会
…「調査実施に当たっての全体方針」を確認したうえで、緊急に実施すべき分野・テーマとして、①最上地域の彫刻と②山形県の民俗技術を決定した。

2 「最上地域の彫刻調査」の実施概要について

(1) 調査対象

以下の彫刻 約 50 件を抽出して調査する。(現在、最上地域の各市町村に確認・照会し、調査対象を精査中)

- 市町村指定文化財 約 20 件
- その他(市町村から情報提供のあったもの等) 約 30 件

なお、調査は委託で実施し、調査対象物件の選定は、文化財保護審議会委員(彫刻担当)及び委託事業者、地元市町村と協議し決定する。

(2) 調査期間

令和4～7年度の4か年間で実施する。

- 令和4年度：事前調査(市町村指定文化財を中心に調査)
- 令和5年度：本格調査(事前調査の結果、詳細調査が必要と判断された物件を調査)
- 令和6年度：本格調査(新庄藩関連、大蔵村肘折・戸沢村等の物件を中心に対象を精査中)
- 令和7年度：補足調査、報告書作成

(3) 調査体制

- 県文化財保護審議会委員(彫刻担当)の監督のもと、美術系大学等の専門研究機関へ委託し実施する。
- 調査当日は、県と市町村が同行の上、山形県文化財保護審議会の彫刻担当委員及び委託業者である美術系大学等の専門研究機関が現地に伺い実施する。

1 - (2) 山形県内の国・県指定文化財件数一覧（令和6年4月12日現在）

単位：件

区分	国指定等文化財		県指定等文化財			合計	
指定	国宝	建造物	1				1
		絵画	1				1
		工芸品	2				2
		古文書	1				1
		考古資料	1				1
		小計	6				6
	重要文化財	建造物	29	有形文化財	建造物	47	76
		絵画	7		絵画	77	84
		彫刻	11		彫刻	74	85
		工芸品	30		工芸品	100	130
		書跡・典籍	4		書跡	29	33
					典籍	12	12
		古文書	7		古文書	3	10
		考古資料	6		考古資料	21	27
		歴史資料	2		歴史資料	33	35
		小計	96		小計	396	492
	重要無形文化財		1	無形文化財		3	4
	重要有形民俗文化財		10	民俗文化財	有形民俗	7	17
	重要無形民俗文化財		6		無形民俗	22	28
	特別天然記念物		3				3
	記念物	史跡	30	記念物	史跡	31	61
		名勝	8		名勝	2	10
		名勝史跡	1				1
		天然記念物	13		天然記念物	67	80
		小計	52		小計	100	152
	合計		174	合計		528	702
	選定	重要文化的景観		2	文化的景観		0
登録	有形文化財	建造物	208				208
	無形民俗文化財	民俗技術	1				1
	合計		209				209
総合計		385	総合計		528	913	

1 - (3) 近年指定等のあった文化財

	指定区分	文化財名称	分野	指定日
令和2年度	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）主屋	建造物	R2. 4. 3
	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）前蔵	建造物	R2. 4. 3
	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）新蔵	建造物	R2. 4. 3
	国指定重要文化財	金銅密教法具	工芸品	R2. 9. 30
	国指定重要文化財 （追加指定）	押出遺跡出土	考古資料	R2. 9. 30
	県指定有形文化財	笹野観音堂	建造物	R2. 11. 4
	国指定史跡	山居倉庫	史跡	R3. 3. 26
令和3年度	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院診療棟	建造物	R4. 2. 17
		旧梅津歯科医院住居棟		
		旧梅津歯科医院座敷蔵		
		旧梅津歯科医院穀物蔵		
		旧梅津歯科医院味噌蔵		
		旧梅津歯科医院裏門及び黒板塀		
令和4年度	県指定有形文化財	銅造毘沙門天立像	彫刻	R4. 4. 5
		三部抄	典籍	R4. 4. 5
	国指定無形文化財	一中節浄瑠璃	芸能	R4. 7. 28 [※]
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅主屋	建造物	R4. 10. 31
		旧松岡家住宅前蔵		
		旧松岡家住宅後の蔵		
		旧松岡家住宅馬屋		
旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎				
近岡家住宅主屋				
国指定史跡	旧東田川郡役所及び郡会議事堂	史跡	R5. 3. 20	
令和5年度	県指定有形文化財	絹本著色 東都品川八ツ山図 京四條之涼 図 浪花天保山図 歌川広重筆 附 軸箱	絵画	R5. 4. 18
	国登録有形文化財	古勢起屋本館	建造物	R5. 8. 7
		小嶋総本店店舗兼主屋ほか 11 件	建造物	R6. 3. 6
	国登録無形民俗文化財	庄内の笹巻製造技術	民俗技術	R6. 3. 21
令和6年度	県指定有形文化財	木造千手観音菩薩立像及び脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像	彫刻	R6. 4. 12
		旧西田川郡役所塔時計	歴史資料	R6. 4. 12
		西村山郡役所文書	歴史資料	R6. 4. 12

※県内への住居移転

2 - (1) 令和6年度文化財保存修理事業等の一覧(4月1日時点)

◆市町村・法人・個人による事業

	事業者	指定区分	種別	事業名
1	宗教法人立石寺	国指定	建造物	立石寺中堂
2	宗教法人月山神社・出羽神社・湯殿山神社	国指定	建造物	羽黒山五重塔・鐘楼
3	宗教法人慈恩寺	国指定	建造物	本山慈恩寺本堂
4	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	服飾類(伝上杉謙信・景勝所用)
5	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	色々威腹巻(兜・壺袖付/)(伝上杉謙信所用)
6	山形市	国指定	史跡	山形城跡
7	山形市	国指定	史跡	山形城跡(活用計画策定)
8	米沢市	国指定	史跡	上杉治憲敬師郊迎跡
9	宗教法人金峯神社	国指定	史跡	金峯山
10	鶴岡市	国指定	史跡	松ヶ岡開墾場
11	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫(整備基本計画)
12	新庄市	国指定	史跡	新庄藩主戸沢家墓所
13	寒河江市	国指定	史跡	慈恩寺旧境内(市分)
14	大江町	国指定	史跡	左沢楯山城跡
15	宗教法人浮嶋稻荷神社	国指定	名勝	大沼の浮島
16	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡
17	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫(火災報知機設置)
18	酒田市	国指定	史跡	旧鑑屋
19	山形市	国指定	天然記念物	カモシカ食害対策
20	大江町	国選定	文化的景観	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観
21	長井市	国選定	文化的景観	最上川流域における長井の町場景観
22	新庄市	国登録	建造物	登録・旧積雪地方農村経済調査所庁舎
23	米沢市	—	美工品	上杉文書史料調査
24	米沢市	—	埋蔵	市内遺跡
25	寒河江市	—	埋蔵	町内遺跡
26	長井市	—	埋蔵	市内遺跡
27	南陽市	—	埋蔵	市内遺跡
28	大江町	—	埋蔵	市内遺跡
29	高畠町	—	埋蔵	市内遺跡
30	(一財)全国伝統建具技術保存会	—	保存技術	建具製作
31	上林恒平	県指定	無形	上林恒平
32	宗教法人平塩寺	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像及び脇侍
33	宗教法人東善院	県指定	建造物	富山馬頭観音堂
34	飯豊町	県指定	建造物	天養寺観音堂

◆県による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	山形県	国指定	特別天然記念物	天然記念物食害対策事業
2	山形県	—	埋蔵文化財	県内遺跡 発掘調査等
3	山形県	—	—	指定文化財管理事業
4	山形県	—	—	特色ある埋蔵文化財活用

2 - (3) 令和6年度山形県文化財管理・防災パトロール事業について

1. 目的

県内に所在する国及び県指定文化財のパトロールの実施により、その管理状況を把握し、県民の共通の財産である文化財を守り、次世代に確実に継承していく。

(山形県文化財保存活用大綱 基本方針2「文化財の確実な保存の推進」)

2. 事業主体

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課博物館・文化財保存活用室

3. 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 対象地域

山形県全域を対象とし、4管内（村山、最上、置賜、庄内）に区分して県内文化財のパトロールを行う。

5. 事業内容

- (1) 県が委嘱する文化財保護指導委員が国及び県指定文化財のパトロールを行い、その管理状況について報告カードを作成の上、県担当課に報告する。
- (2) 県担当課職員は、必要に応じて県内文化財をパトロールし、管理状況の把握を行う。
- (3) 市町村文化財行政主管課は、必要に応じて文化財保護指導委員が行う県内文化財のパトロールに同行し、管理状況の把握を行う。

6. パトロール対象文化財

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 国及び県指定建造物 | 26件 (13日 (1日2件)) |
| (2) 国及び県指定史跡 | 22件 (11日 (1日2件)) |
| (3) 国及び県指定天然記念物・名勝 | 24件 (12日 (1日2件)) |

7. 文化財保護指導委員

- (1) 国及び県指定建造物、史跡・名勝のパトロールについて、山形県ヘリテージマネージャーに委嘱する。
- (2) 国及び県指定天然記念物のパトロールについて、専門性に応じて樹木医に委嘱する。
- (3) 文化財保護指導委員には身分証明書を交付する。また、報償費(日額9,800円)と県の旅費規程に基づき費用弁償(旅費)を支給し、傷害保険に加入する。
- (4) 文化財保護指導委員は、県が依頼した国及び県指定文化財のパトロールを行い、その管理状況を報告カードに記入し、県担当課に提出する。

※文化財所有者との日程調整は県担当課が行う。

令和6年度パトロール対象文化財

<建造物>

対象文化財	地区		市町村		文化財名称	
建造物	村山地区	1	①	山形市	国指定	旧済生館本館
			②	山形市	県指定	専称寺鐘楼
		2	③	山形市	県指定	立石寺納経堂
			④	山形市	県指定	鳥海月山両所宮随神門
		3	⑤	天童市	国指定	若松寺観音堂
			⑥	天童市	県指定	石鳥居
		4	⑦	寒河江	県指定	宝蔵院表門 附 慶長十八年祈祷札
			⑧	中山町	国指定	旧柏倉家住宅
		5	⑨	寒河江	県指定	旧西村山郡役所
			⑩	寒河江	県指定	旧西村山郡会議事堂
		6	⑪	寒河江	県指定	本山慈恩寺山門
			⑫	寒河江	県指定	本山慈恩寺三重塔
	置賜地区	7	⑬	長井市	県指定	旧丸大扇屋
			⑭	白鷹町	県指定	鮎貝八幡宮本殿
		8	⑮	南陽市	県指定	嘉慶三年石造六面幢
			⑯	南陽市	県指定	熊野神社拝殿
		9	⑰	高畠町	国指定	八幡神社三重塔
			⑱	高畠町	国指定	八幡神社舞楽殿
	庄内地区	10	⑲	鶴岡市	国指定	羽黒山三神合祭殿及び鐘楼
			⑳	鶴岡市	国指定	羽黒山正善院黄金堂
		11	㉑	鶴岡市	県指定	大日坊仁王門
			㉒	鶴岡市	県指定	旧遠藤家住宅
		12	㉓	鶴岡市	国指定	旧風間家住宅
			㉔	鶴岡市	国指定	鶴岡カトリック教会天主堂
		13	㉕	酒田市	県指定	庄内松山城大手門
			㉖	鶴岡市	県指定	旧東田川郡役所及び郡会議事堂
計（文化財件数）					26件	

<史跡>

対象文化財	地区		市町村		文化財名称	
史跡	村山地区	1	①	山形市	県指定	谷柏古墳群
			②	山形市	県指定	菅沢古墳二号墳
		2	③	上山市	県指定	土矢倉古墳群
			④	上山市	県指定	須恵器窯跡
		3	⑤	村山市	県指定	河島山遺跡
			⑥	尾花沢	県指定	延沢銀山遺跡
		4	⑦	山形市	県指定	高原古墳
			⑧	寒河江	県指定	高瀬山古墳
	置賜地区	5	⑨	高畠町	国指定	日向洞窟
			⑩	高畠町	県指定	清水前古墳群
		6	⑪	川西町	県指定	天神森古墳
			⑫	川西町	県指定	尼ヶ沢土壇
		7	⑬	米沢市	国指定	古志田東遺跡
			⑭	米沢市	県指定	林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所
		8	⑮	米沢市	国指定	一ノ坂遺跡
			⑯	米沢市	国指定	米沢藩主上杉家墓所
	庄内地区	9	⑰	鶴岡市	国指定	旧致道館
			⑱	鶴岡市	国指定	松ヶ岡開墾場
		10	⑲	鶴岡市	県指定	平形館跡
			⑳	鶴岡市	県指定	十五里ヶ原古戦場
	11	㉑	酒田市	県指定	新田目城跡	
		㉒	庄内町	県指定	北楯大学墓	
計（文化財件数）					22件	

<天然記念物・名勝>

対象文化財	地区		市町村		文化財名称	
天然記念物 ・ 名勝	村山地区	1	①	山形市	県指定	高沢の開山スギ
			②	中山町	県指定	お達磨のサクラ
		2	③	西川町	県指定	大井沢の大栗
			④	寒河江	県指定	種蒔ザクラ
		3	⑤	中山町	県指定	神代カヤ
			⑥	天童市	県指定	ジャガラモガラ風穴植物群落
	4	最上地区	⑦	村山市	県指定	愛宕神社のケヤキ林
			⑧	新庄市	県指定	石動の親スギ
	置賜地区	5	⑨	白鷹町	県指定	赤坂の薬師ザクラ
			⑩	白鷹町	県指定	八乙女種まきザクラ
		6	⑪	南陽市	県指定	妹背のマツ
			⑫	南陽市	県指定	熊野神社の大イチョウ
		7	⑬	米沢市	県指定	山上の大クワ
			⑭	米沢市	県指定	長町裏のエゾエノキ
	庄内地区	8	⑮	鶴岡市	国指定	文下のケヤキ
			⑯	鶴岡市	県指定	馬場町のタブの木
		9	⑰	鶴岡市	県指定	曹源寺のヒサカキ
			⑱	鶴岡市	県指定	村上屋の念珠のマツ
		10	⑲	鶴岡市	国指定	玉川寺庭園
			⑳	鶴岡市	国指定	酒井氏庭園
		11	㉑	鶴岡市	県指定	十文字開発記念樹
			㉒	庄内町	県指定	三ヶ沢の乳イチョウ
		12	㉓	遊佐町	県指定	岡田のムクノキ
			㉔	酒田市	県指定	總光寺参道のキノコスギ
計（文化財件数）					24件	

2 - (3) 文化財日常管理・防災研修会の開催

1. 目的

文化財（美術工芸品）の日常管理のノウハウや法令上の手続き等について、「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」※を活用した研修会を開催し、文化財の適切な日常管理や防犯・防災対策の強化等につなげ、文化財の後世への確実な継承を図る。

2. 実施体制

共催：山形県、山形文化遺産防災ネットワーク

協力：東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター、（独法）国立文化財機構 文化財防災センター

3. 研修対象

文化財所有者、市町村・博物館等関係機関職員、文化財に興味のある方など

4. 開催時期・場所

(1) 村山地区

令和6年9月7日（土）13時30分～16時30分 会場：東北芸術工科大学

(2) 庄内地区

令和6年11月 ※詳細は調整中

5. 研修内容

- 文化財の日常管理のノウハウの紹介（掛軸等の絵画や仏像等の彫刻を中心に）
- 文化財の防災・防犯上の留意点の説明
- 県指定文化財に必要な行政手続きの案内
- 東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センターの見学

※「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」

- 文化財の日常管理のノウハウや法令上の手続き等についての情報を一元化するとともに、防災対策等の新たな項目を盛り込み作成（令和6年3月発行）



2 - (4) 県指定文化財保存実態調査について

目的・趣旨

県指定文化財の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存の実態を正確に把握することで、客観的判断と適切な周期での修理を図るとともに、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用の促進に寄与することを目的とする。【令和3年度から実施】

調査内容

①基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報を再確認する。
- ・文化財の保存環境を確認する。

②損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態を確認する。
- ・文化財の状態及び損傷箇所を撮影して記録する。

※調査の対象となる県指定文化財・・・建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物
⇒修理の実施について、緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定する。

令和6年度の実施計画

番号	区分	種別	指定年月日	名称	員数	所有者 (管理団体)	所在地	備考
144	有形文化財	彫刻 - 20	S37.4.6	木造聖観音立像	1 軀	大聖寺	高島町大字亀岡字 弘川4028-1	7月3日調査実施 (結果取りまとめ中)
194	有形文化財	彫刻 - 74	R1.12.6	木造如来立像	1 軀	大聖寺	高島町大字亀岡字 弘川4028-1	7月3日調査実施 (結果取りまとめ中)
195	有形文化財	彫刻 - 75	R1.12.6	木造如来立像	1 軀	大聖寺	高島町大字亀岡字 弘川4028-1	7月3日調査実施 (結果取りまとめ中)
196	有形文化財	彫刻 - 76	R1.12.6	木造不動明王立像	1 軀	大聖寺	高島町大字亀岡字 弘川4028-1	7月3日調査実施 (結果取りまとめ中)

※その他調査案件は、市町村から相談があった場合に随時決定。

3 - (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。

〈要件〉

- ・地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること



3 - (2) 「日本遺産」について



日本遺産とは

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外への戦略的な発信を通して、地域の活性化・観光振興を図ることを目的としており、令和5年度末現在、全国で104件が認定されている。

認定を受けた自治体では協議会を設立し、文化庁の補助金を活用して、情報発信や人材育成、観光客受入環境整備等の地域活性化に向けた事業を実施している。

本県の認定状況

○平成28 年度 1 件認定

「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300 年を超える杉並木にまつまれた2,446 段の石段から始まる出羽三山～」

山形県（鶴岡市・西川町・庄内町）

<https://nihonisan-dewasanzan.jp/>



○平成29 年度 2 件認定

① 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

酒田市・鶴岡市 他（16道府県 52市町）

<https://www.kitamae-bune.com/>



② 「サムライゆかりのシルク

日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」

鶴岡市

<https://samurai-yukarino-silk.jp/>



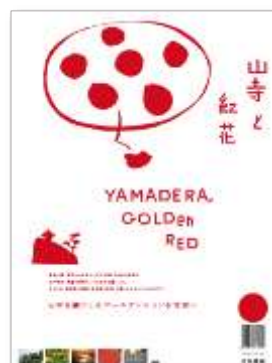
○平成30 年度 1 件認定

「山寺が支えた紅花文化」

山形県（山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・

大石田町・白鷹町）※令和元年度構成自治体追加

<https://yamadera-benibana.jp/>



今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日
山形県文化財保護審議会決定

(1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。
※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

(2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追加指定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。

◆山形県文化財保護審議会の 1 年間の流れ

時 期	内 容
前年まで	～文化財調査の実施（指定候補の把握）～
4～5月	◇事務局＝今年度の指定候補の確認
5月	<p>第 1 回山形県文化財保護審議会の開催</p> <p>【予定議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査の進捗状況について ・今年度の指定候補について ・<u>県指定文化財の解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
6～9月	指定調査（担当委員及び事務局担当者）
10月	<p>第 2 回山形県文化財保護審議会の開催</p> <p>【予定議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の指定候補の確認 ※原則として、現物を確認する。
11～12月	調書作成（担当委員及び事務局担当者）
1月	◇事務局＝諮問の事務手続き等
2月	<p>第 3 回山形県文化財保護審議会の開催</p> <p>【予定議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県指定文化財の指定について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の指定解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
3月	◇事務局＝指定等の事務手続き